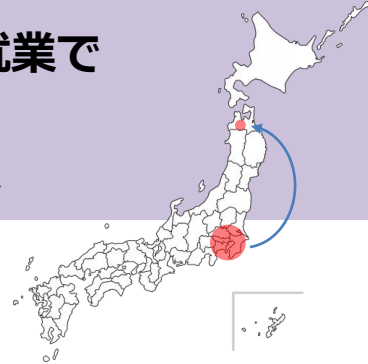




東京圏から弘前市への移住・就業で 移住支援金を交付します！

～ 弘前市東京圏Uターン就職等支援金のお知らせ ～



東京23区に5年以上在住または通勤している人が、市内へ居住し、
県内企業へ就職等をした際に、移住支援金を交付します。

交付額 **100万円** (単身の場合は60万円)

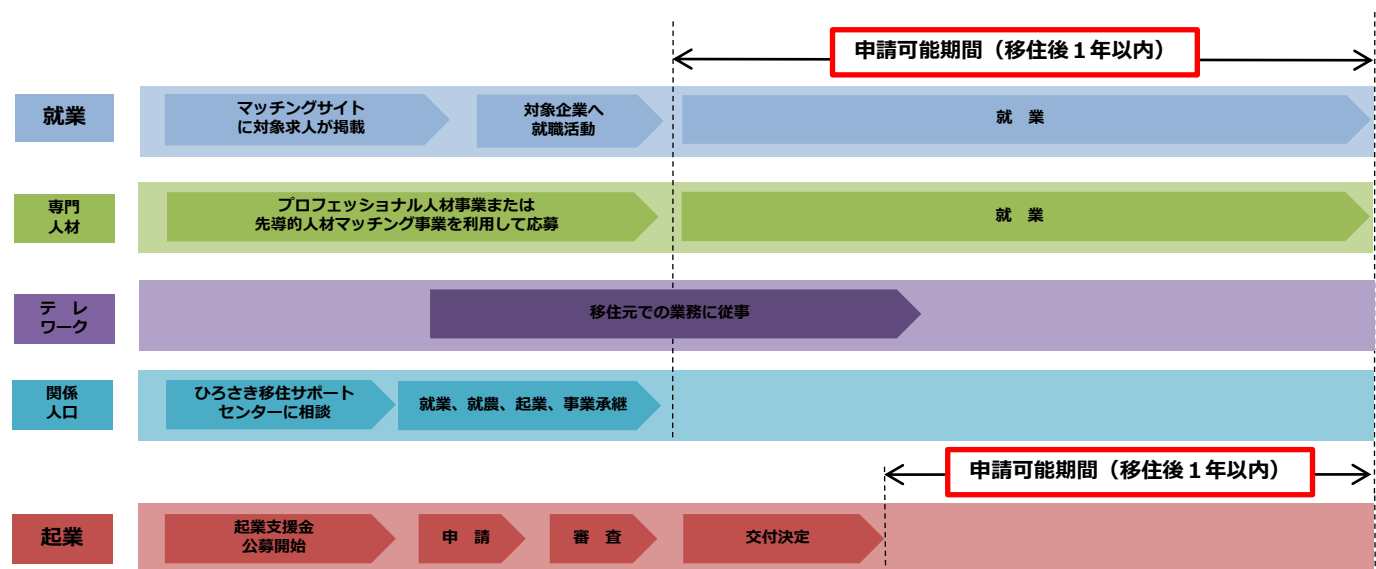
※18歳未満の子どもと一緒に移住する場合、子ども1人あたり100万円が加算されます。

交付対象者

直近10年間のうち通算5年以上かつ直近1年以上、東京23区に在住していた方または東京圏から東京23区に通勤し、申請日から5年以上継続して居住する意思がある人で、次のいずれかに該当する人が交付対象となります。

就業	青森県が運営するマッチングサイト「あおもりジョブ」に移住支援金の交付対象として掲載されている求人に応募し、新規で就業すること。
専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業すること。
テレワーク	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行うこと。
関係人口	次のすべてに該当すること。 (1) 移住時の年齢が40歳未満であること。 (2) 過去に弘前市に1年以上在住していたことがあること。 (3) ひろさき移住サポートセンターの相談者の移住であることを、当該センターが作成する相談記録から特定できること。 (4) 就業、就農(別途要件あり)、起業、事業承継すること。
起業	あおもり移住起業支援事業費補助金の交付決定を受けていること。

申請可能期間 ※次に該当する期間内に申請をお願いします。



※申請期限：令和7年1月17日(金) ※予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。



商工部商工労政課雇用支援係
企画部企画課人口減少対策担当
ひろさき移住サポートセンター東京事務所

TEL 0172-35-1135/FAX 0172-35-1105
TEL 0172-40-7121/FAX 0172-35-7956

TEL 03-6256-0801/FAX 03-6256-0802

移住支援金の対象とならない県外からのUターンの場合、「Uターン就職等支援金」が該当する可能性があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。